

令和3年12月10日

会員 各位

全国中小企業団体中央会  
( 公 印 省 略 )

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の  
一部改正について

この度、標記に関し、厚生労働省労働基準局長より、本会会長宛てに、周知依頼がありました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

基発 1201 第 8 号  
令和 3 年 12 月 1 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正  
について

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 188 号）が令和 3 年 12 月 1 日に公布されたこと等を踏まえ、令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 4 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の別添「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」における照度の取扱等を別添のとおり一部改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。